

報 告 事 項 2

いじめ等への緊急対応について

平成24年 7月20日

いじめ等への緊急対応について

大阪府教育委員会

○児童生徒、保護者向け相談窓口の周知徹底

・大阪府教育委員会ホームページに“呼びかけ”や相談窓口連絡先を新たに掲載 (7月12日)

・“呼びかけ”と相談窓口を記載した個人持ちカードの配付

(対象:府内全小・中・高・支援学校(私立含む)児童生徒) (9月1日)

○市町村教育委員会と学校への指導の徹底

・いじめ等に対する定期的な実態把握と継続的な支援

(府立学校への指示事項、市町村教育委員会への指導・助言事項:毎年周知)

・夏季休業に向けた指導の徹底と相談窓口の周知

(市町村教育委員会 7月2日周知 府立学校 7月13日周知)

○市町村教育委員会等と連携した対応の充実(8月)

・臨時学校教育指導主管部課長会を開催し、いじめ事案の事例分析等から教訓化を行い、今後の取組みを徹底させる。

・府立学校の校長研修等において、指導の徹底を指示する。

いじめ事案への取り組み

大阪府教育委員会小中学校課

		取り組み	概要
未然防止	基本的な考え方	「いじめ防止指針」(H17)	いじめ対応の基本的な考え方や未然防止の取り組みなど、いじめ事案解消に向けた基本的な姿勢を示す
	指導教材等	「いじめ対応プログラムⅡ」(H19) 「いじめ対応プログラム実践事例集」(H20) 「いじめ対応プログラム指導案集」(H23)	いじめを乗り越えるために子どもたちに身につけてほしい6つの力を30のプログラムにして掲載 いじめ対応プログラムの実践例や指導案を掲載
	生徒の自主的な活動支援	大阪府中学校生徒会サミット	生徒によるいじめ根絶の運動等、自主的な取り組みを支援するため、府内中学校生徒会による活動の交流
	調査	生活実態アンケートの実施(児童生徒対象)	いじめ実態把握のためのアンケートの実施を「指導・助言事項」で指導(年間複数回)
		いじめ対応の状況調査(市町村教委対象)	市町村教委や各学校のいじめへの取組状況を調査(年2回)
		市町村ヒアリング(7~8月)	各校の取組状況の把握、効果的な取組の情報収集・情報提供等
相談窓口(校内)	スクールカウンセラー(臨床心理士)による相談	全中学校に配置したスクールカウンセラーによる相談窓口を開設、必要に応じて教職員と連携して対応	
早期発見	相談窓口(校外)	府教育センター「すこやか教育相談」	子ども・保護者・教職員別に専用相談電話を設置、メール相談、面接相談にも対応(専門相談員)
		第三者機関による電話相談・面談	民間相談機関による電話・面接相談(専門相談員)、府教育委員会と連携して対応
		全国統一ダイヤル24時間電話相談	24時間対応できる電話相談(昼:府教育センター、夜間:民間相談機関へ接続)
事案対応	対応プログラム	「いじめ対応プログラムⅠ」(H19)	学校や学級でいじめ事象が起こった時にどうすればよいか。いじめの発覚から、状況把握、迅速な対応、子ども・保護者への継続的なサポート、関係機関との連携事例までを解説
	教員の加配	こども支援コーディネーターによる組織的な対応	府内115中学校にいじめ、暴力行為、不登校等の課題解決に組織的に対応するための教員を加配
	専門家による支援	スクールソーシャルワーカー(社会福祉士等)スクールカウンセラーによる支援	事案解消のための校内会議等に参加して、関係児童生徒への対応や関係機関との連携等について助言
		「子ども支援チーム」の緊急派遣	緊急かつ重篤な事案が生じた際に臨床心理士や弁護士等の専門家と府指導主事によるチームを派遣 事案の事実確認、教職員の対応のあり方、児童生徒の心のケアなどについて指導・助言
		「被害者救済システム」の運用	民間相談機関を通じて相談者が救済を申し立てた際に、府教育委員会と民間相談機関が事象解決に向け対策会議を設置するとともに、必要に応じて府教委「子ども支援チーム」を市町村教委・学校に派遣。 それらの対応の在り方を学識等からなる委員会(弁護士、大学教授等)が評価、提言
	児童生徒・保護者等への支援	スクールカウンセラーによる面接相談	被害者等に対する継続的な心のケアの実施
少年サポートセンターとの連携		加害児童生徒に対する警察と連携した指導	